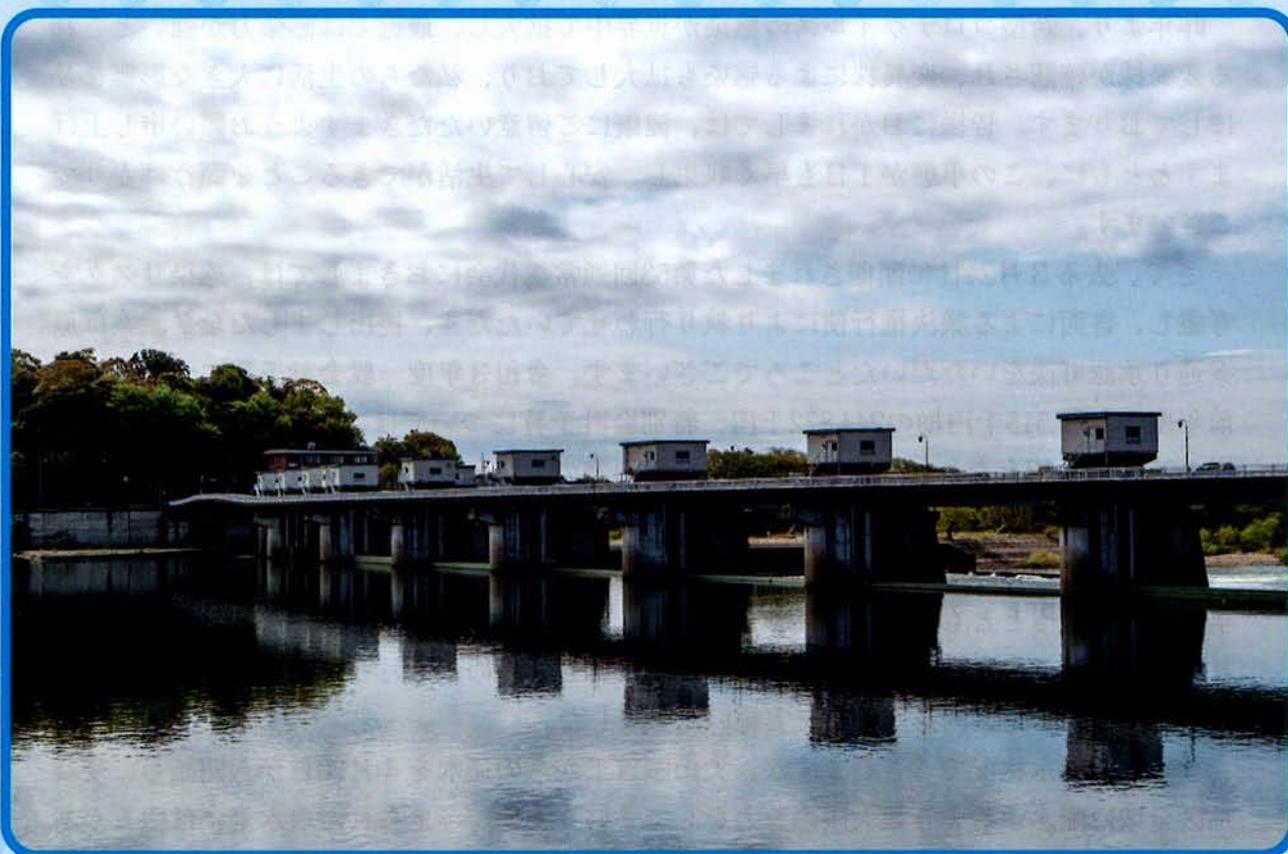


広報羽島用水

みどり
水土里ネット
羽島用水

第32号
令和3年5月10日発行

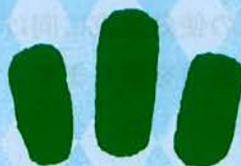


写真/犬山頭首工

令和3年4月現在の受益面積及び組合員数

市町	岐阜市	各務原市	羽島市	岐南町	笠松町	合計
受益面積(ha)	51.5	259.0	780.9	118.7	147.7	1,357.8
組合員数(人)	412	1,459	2,502	750	767	5,890

※排水受益を含む



みどり
水土里ネット

地域に生きる木曾の清流

発行/羽島用水土地改良区
岐阜県羽島郡笠松町新町42
TEL(058)388-2626
FAX(058)387-7274
URL <http://www.hashimayousui.jp>
E-mail info@hashimayousui.jp

理事長あいさつ

羽島用水土地改良区 理事長 高橋 伸治



新緑の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当改良区の運営、事業の推進につきまして格別のご支援とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

昨年より、新型コロナウイルスの感染が世界中で拡大し、最近では感染力が強いとされる変異株が確認され、変異株による感染も拡大しており、私たちの生活に大きな影響を及ぼしております。皆様におかれましては、健康にご留意いただきますようお願い申し上げますとともに、この事態が1日も早く収束し、安心して生活ができることを願うばかりでございます。

さて、去る3月24日に開催されました第53回通常総代会におきましては、感染リスクを考慮し、書面による議決権行使により執り行わせていただき、提出しました全7議案は原案通り承認可決をいただいたところでございます。令和3年度一般会計予算については、前年度より27,515千円増の244,872千円、特別会計予算については、前年度より18,029千円増の251,782千円となり、主に県単、市町協同事業の事業費の増によるものでございます。

昨年は、令和2年7月豪雨により、熊本県を中心に九州や中部地方などで河川が氾濫・決壊したため、甚大な被害が発生いたしました。被災されました地域においては、一刻も早い復興を願うとともに、心よりお見舞い申し上げます。当改良区は排水管理も担っておりますので、この豪雨の影響で河川水位が急上昇したため、7月6日から9日までの4日間24時間体制で地区内排水作業を実施いたしました。

今年度の通水状況でございますが、犬山頭首工からの通水を4月20日から開始し、受益地区全域に配水するよう最大限の努力をしております。与えられた取水量には限りがありますので、今後とも貴重な農業用水の効率的な水管理にご協力をお願いいたします。

管内の県営土地改良事業の実施状況でございますが、パイプライン化後の上部の整備につきましては、県営農村環境整備事業「羽島用水6期地区」により羽島市正木町地内で引き続き施工予定でございます。

また、県営湛水防除事業につきましても、「逆川2期地区」、「逆川3期地区」として導水路工事が実施されております。

予算の確保が大変厳しい状況ではございますが、国、県、関係市町のご協力を賜り組合員皆様の負託に応えてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、土地改良区の使命達成に向け、役職員一丸となって努力して参りますので、組合員皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

第53回 通常総代会開催される

第53回通常総代会は去る3月24日（水）午後1時30分より、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、書面議決を採用し、本土地区改良区会議室において総代68名中6名出席、書面での出席61名、欠席1名により開催され、議長に岩田壽総代（第9区）を選出して議事に入り、提出議案7案件について審議がなされ、いずれも原案のとおり承認可決されました。



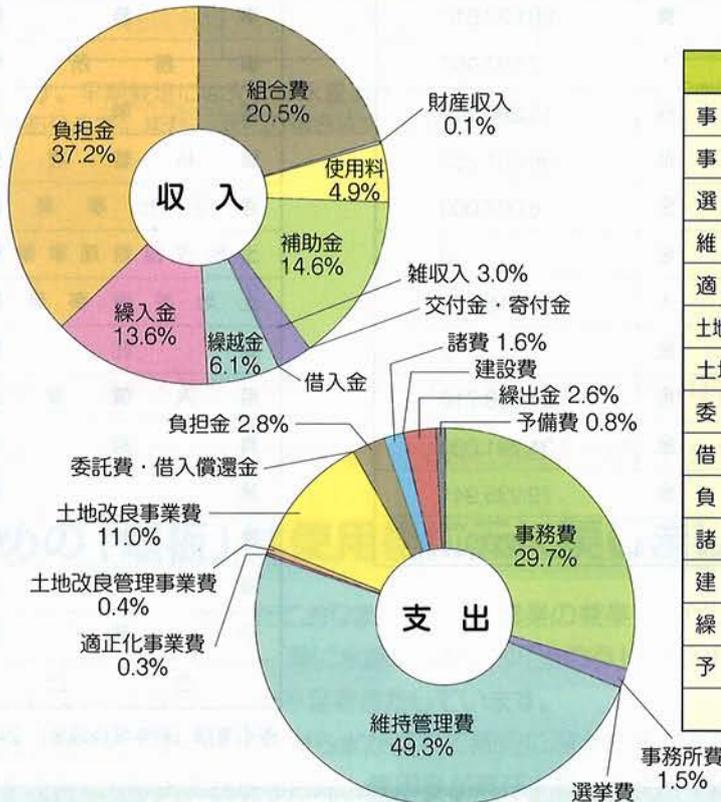
岩田議長

議案

- 第1号議案 前理事長の特別功労金支給の議決について
- 第2号議案 令和2年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について
- 第3号議案 令和3年度事業計画並びに一般会計・特別会計収支予算の議決について
- 第4号議案 令和3年度組合費及び地区除外決済金の賦課基準・賦課徴収時期・徴収方法の議決について
- 第5号議案 一時借入金の議決について
- 第6号議案 預入金融機関の議決について
- 第7号議案 役員（理事）の補欠選任について

令和3年度 一般会計予算

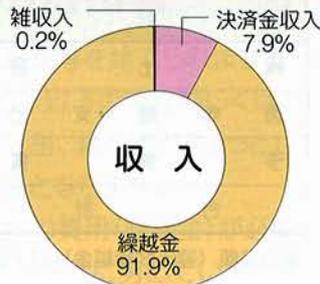
収入	
款	予算額（千円）
組合費	50,305
財産収入	301
使用料	12,101
補助金	35,650
交付金	1
寄付金	1
雑収入	7,313
借入金	1
繰越金	15,000
繰入金	33,190
負担金	91,009
合計	244,872



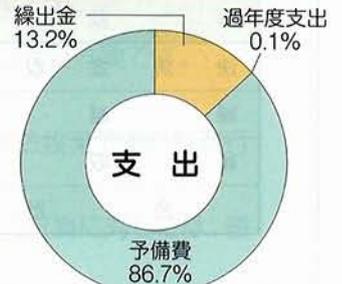
支出	
款	予算額（千円）
事務費	72,638
事務所費	3,680
選挙費	3
維持管理費	120,616
適正化事業費	767
土地改良管理事業費	1,060
土地改良事業費	27,042
委託費	1
借入償還金	2
負担金	6,758
諸費	3,871
建設費	1
繰出金	6,433
予備費	2,000
合計	244,872

令和3年度 特別会計予算（地区除外決済金）

収入	
款	予算額（千円）
決済金収入	20,000
繰越金	231,382
雑収入	400
合計	251,782



支出	
款	予算額（千円）
繰出金	33,190
過年度支出	300
予備費	218,292
合計	251,782



令和3年度 賦課金・決済金について

令和3年度賦課金・地区除外決済金は通常総代会で下記の通り決定しました。

経常賦課金

地域	種目	1,000㎡当たり
全地区	田	6,300 円
	畑	3,150

特別賦課金(新濃尾用水事業基金)

地域	種目	1,000㎡当たり
全地区	田	200 円
	畑	100

地区除外決済金

地域	種目	1,000㎡当たり
全地区	田	295,100 円
	畑	147,550

※1筆につき手数料1,000円

※一定の要件を満たす農地転用決済金等については譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用となります。
詳しくは、税務署の資産課税(担当)部門におたずねください。

令和元年度 決算(令和2年10月15日 第2回臨時総代会で承認)

一般会計

収入

款	決算額(円)
組合費	50,622,610
財産収入	2,504,950
使用料	15,290,119
補助金	39,501,250
交付金	8,007,000
寄付金	0
雑収入	8,015,428
借入金	0
繰越金	21,699,718
繰入金	31,791,000
負担金	79,235,941
合計	256,668,016

支出

款	決算額(円)
事務費	67,320,139
事務所費	2,938,385
選挙費	31,455
維持管理費	99,965,654
適正化事業費	10,236,550
土地改良管理事業費	602,640
土地改良事業費	30,856,160
委託費	0
借入償還金	0
負担金	7,627,347
諸費	4,425,503
建設費	0
繰出金	8,590,440
予備費	0
合計	232,594,273

差引差額(翌年度繰越金) 24,073,743円

特別会計(地区除外決済金)

収入

款	決算額(円)
決済金収入	34,777,787
繰越金	214,314,099
雑収入	503,205
合計	249,595,091

支出

款	決算額(円)
繰出金	31,791,000
過年度支出	0
予備費	0
合計	31,791,000

差引差額(翌年度繰越金) 217,804,091円

新役員の紹介

令和3年3月24日（水）に開催された第53回通常総代会において、役員（理事）の補欠選任が行われ、次の方が選任されました。（※敬称略）

任期は、令和4年4月27日（前任者の残任期間）となります。

第1区理事 田中 敏裕（羽島郡岐南町徳田）

令和3年度 羽島用水取水計画

期 間	取水計画量m ³ /S	備 考
4月 1日～ 4月19日	0.00	
4月20日～ 5月20日	3.50	苗代
5月21日～ 6月17日	6.52	代掻き・田植え・普通期
6月18日～ 7月19日	6.50	//
7月20日～ 7月26日	3.50	中部地区 断水（中干し）
7月27日～ 9月21日	6.50	出穂期・普通期
9月22日～10月14日	3.50	
10月15日～翌年3月31日	0.06	

※許可水利権により取水しております。早期栽培には十分な水量確保ができませんのでご了承下さい。

※気象条件等により変更する場合があります。また、下記の場合は犬山頭首工において取水水門が全閉となりますので通水不可となります。

①地震発生の場合

- 1) 震度5以上の場合
- 2) NTT回線が寸断された場合

②木曾川洪水量3千m³/sを超えた場合

お願い

農業用水は水利権に基づき取水し、基幹水路から分水しておりますが、分水後の管理は各地域で調整を行い、水の有効利用をお願いします。

また、田の取水栓（横断管含む）、排水口は個人の財産ですので自己管理をお願いします。

取水のための「堰板」は使用後に元に戻しましょう!

当改良区の用水は、限られた取水量にて賄われております。昨今の農業の兼業化に伴い、以前のような田んぼの見回りをされる方が少なくなってきており、常に水路に「堰板」や「土のう」等を入れたままの状況が各地区で見受けられます。その結果、下流地域に用水不足をきたしています。

また、降雨時、水路に「堰板」が入れてあると水路から水が溢れて周辺に浸水被害をもたらす等非常に危険な状態となります。「堰板」を使用して取水された場合は、使用者が責任を持って使用後速やかに撤去して下さい。

ストップ!不法投棄 ～不法投棄を撲滅させましょう～

水路にゴミや刈り取った草等を捨てられますと、水路が詰まって水が溢れることがあり大変危険です。

不法投棄の罪は重く、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金が科せられます。

たとえ捨てたのがビン、缶、紙くすのちょっとした家庭ゴミであっても、この行為は不法投棄であり犯罪行為です。厳しい処罰の対象となります。

また、撤去処理には多額の費用（賦課金）が必要となります。当改良区では、悪質な不法行為に対しては、直ちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

県営かんがい排水事業「松枝・足近2期地区」

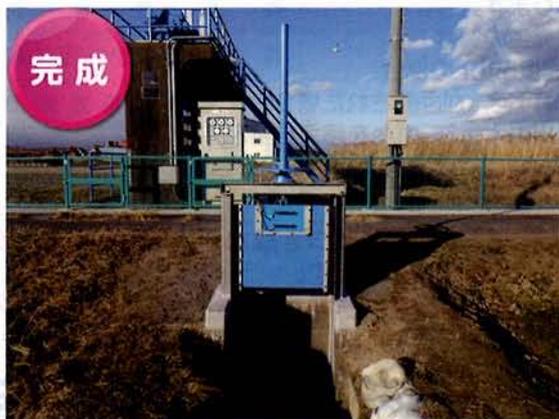
足近北排水路上流樋門電動化工事



羽島用水土地改良区施行事業

令和2年度は県単事業3地区、市町協同事業34地区、改良区単独事業70地区の工事を施行いたしました。

県単事業 南宿巻上機設置工事



市町協同事業 徳田排水路護岸改良工事



◆組合賦課金の納入について◆

【賦課金の納期内完納にご協力ください。】

賦課金の納期限及び口座振替日は **令和3年5月27日(木)** です。 ※月末ではありません

羽島用水賦課金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

口座振替のご案内

○次の金融機関の本支店を口座振替にご利用いただけます。

銀 行	岐 阜	・十六	・大垣共立				
	愛 知	・名古屋	・愛知	・中京			
	三 重	・百五	・三重	・第三			
	そ の 他	・静岡	・清水	・滋賀	・福井	・北國	
		・北陸	・富山第一	・中国	・トマト	・八十二	
		・北海道	・山口	・関西みらい	・富山	・北九州	
	都 銀	・三菱UFJ	・みずほ	・りそな	・埼玉りそな	・三井住友	
	信 託	・三井住友信託					
信 用 金 庫	岐 阜	・岐阜	・大垣西濃	・関	・東濃	・八幡	
		・高山					
	愛 知	・愛知	・いちい	・岡崎	・蒲郡	・瀬戸	
		・知多	・中日	・東春	・豊川	・豊田	
		・豊橋	・西尾	・半田	・尾西	・碧海	
	三 重	・北伊勢上野	・桑名三重	・津			
	そ の 他	・遠州	・島田掛川	・浜松磐田	・湖東	・長浜	
		・滋賀中央	・京都	・京都中央	・金沢	・興能	
		・のと共栄	・はくさん	・高岡			
信 用 組 合	岐 阜	・岐阜商工	・飛騨	・益田	・岐阜県医師	・イオ	
	愛 知	・愛知県中央					
農業協同組合 (JA)	岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・静岡県・長野県のすべての農業協同組合						
労働金庫	東海労働金庫						
ゆうちょ銀行	全国のゆうちょ銀行						

◎ご注意下さい!

賦課金を納期限内に納入されない組合員に対して滞納処分的前提となる督促状により督促をいたしております。

賦課金が納入期限までに完納されない場合は、納入期限の翌日から納付日までの期間に応じて、年14.6%の延滞金、並びに督促状を発送した場合には、督促手数料相当額を過怠金として徴収されることとなりますので、期限内納入にご協力下さい。

口座振替等に関するQ&A

Q1 賦課金の納付を口座振替(自動払込み)にしたいのですが、その手続きはどこですか。

A 羽島用水土地改良区総務課で手続きをお願いします。電話でお問い合わせいただき、郵送でも手続きが可能です。

Q2 口座振替(自動払込み)にしたいのですが、その手続きをするのに何が必要でしょうか。

A 申込みに必要なものは、下記のもです。

- 賦課金口座振替依頼書(羽島用水土地改良区に備え付けてあります)
- 預貯金通帳(金融機関、支店名、種目、口座番号が分かるもの)
- 通帳使用印鑑

Q3 口座振替の領収書が欲しいのですが。

A 羽島用水土地改良区にご連絡いただければ、「賦課金納入証明書」を送付させていただきます。

Q4 1期(5月)までは納付書により、現金で納めていましたが、2期(10月)の賦課金から口座振替(自動払込み)を申し込みたいと思います。申し込みはできますか。

A 年度の途中からでも口座振替(自動払込み)を申し込むことができます。8月末までにお申し込みください。

Q5 郵便局で現金納付したいのですが。

A 郵便局の窓口にて現金納付をご希望の方は、ご連絡をいただければ郵便局用の払込取扱票を送付させていただきます。

ごぞんじですか?自己申告 こんな時は必ず届出をお願いします

◆組合員の資格等に変更があったとき

賦課金は毎年4月1日を基準に賦課されますので、土地改良区に届出されないと変更することができません。次の場合は、毎年3月末日までに届出をしてください。もし届出がなければ、従来通り賦課されます。(法第43条)

1. 組合員が死亡した場合
2. 農地の移動(売買・賃貸借・交換等)
3. 農業者年金等による経営移譲

農業委員会の承認、登記が完了していても届出をされないと、従来の組合員に賦課金が課せられますので必ず届出をして下さい。



組合員のみなさんの質問にお答えします。

Q1 賦課金額はいつ決まるのですか?

A 賦課金は「土地改良法第36条」及び「羽島用水土地改良区定款」の規定により、土地改良区の事業に要する経費に充てるため、組合員に賦課徴収されます。毎年3月に開催される通常総代会で決定されます。今年度は3月24日に開催され、決定されました。

Q2 賦課金は転作地や休耕地にもかかるのですか?

A 当土地改良区の賦課金は、水道のように使用水量により賦課されるのではなく、施設の工事費や維持管理費等に必要経費を面積により算定していますので、**転作地や休耕地にも賦課金はかかります。**

Q3 農地転用決済金とは?

A 決済金は「土地改良法第42条第2項」及び「地区除外等処理規程」の規定に基づき、徴収するものです。農地を転用した場合に徴収することから、「農地転用決済金」又は、「地区除外決済金」といわれます。農地を宅地に転用し、土地改良区から地区除外する組合員が土地改良区の将来の維持管理費等に相当する費用を一括して支払うことにより、残った組合員の負担が過重にならないようにするものです。田を畑とする場合にも土地改良区に対し手続きが必要です。その場合でも決済金の納付が必要ですのでご注意ください。未決済の場合は、継続して賦課金が徴収されます。

Q4 農地を公共用地(道路など)として県や市に譲渡した場合は?

A 道路、河川など公共用地として買収、寄付された農地についても、土地改良区に届出と農地転用決済金の納付が必要です。届出がなければ、従来どおり賦課されます。

Q5 家庭雑排水等を排水路へ放流したいときはどうなるのですか?

A 家庭や事務所からの排水は都市排水といって、本来は下水道で処理されるべきものでありますが、下水道が整備されていない地域では農業用の排水路に放流されているのが現状です。当土地改良区では地元総代の同意をもとに検討したうえで、やむを得ないものとして許可することにしています。浄化槽の排水、家庭雑排水、工場排水、営業排水等を当土地改良区の区域内に放流したいときは、あらかじめ許可を取って下さい。